

産業建設委員協議会記録	
開会年月日	平成24年10月 1日
開会時刻	午前10時15分
閉会時刻	午前11時25分
出席委員名	◎広耕太郎 ○岡田善行 辻 孝記 山根隆司
	品川幸久 小山 敏 工村一三 山本正一
	世古口新吾
	西山則夫 議長
欠席委員名	
署名者	
担当書記	中野 諭
協議案件	伊勢市における市民プールの考え方について（中間報告）
説明員	市長、副市長、総務部長、情報戦略局長、産業観光部長
	情報調査室長、商工労政課長
	教育部長、教育次長、教育総務課長
	その他関係参与

☆協議経過並びに概要

広委員長開会宣言及び会議成立宣言後、直ちに会議に入り、「伊勢市における市民プールの考え方について（中間報告）」を協議題として、担当から説明を受け、若干の質疑・自由討議を行った後、協議会を閉会した。

（開会 午前 10 時 15 分）

◎広委員長

ただいまから産業建設委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

それでは会議に入ります。

本日、御協議願います案件は、「伊勢市における市民プールの考え方について」でございます。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

それでは、伊勢市における市民プールの考え方についてを御協議願います。

当局の説明を・・・、すいません、暫時休憩します。

（休憩 午前 10 時 15 分）

（再開 午前 10 時 21 分）

◎広委員長

休憩を閉じ会議を続けます。

それでは、伊勢市における市民プールの考え方についてを御協議願います。

当局の説明を求めます。

市長。

●鈴木市長

おはようございます。本日は大変お忙しいところ、朝からお集まりいただきまして協議いただくことを感謝いたしたいと思います。

また昨日の台風17号におきましては、二見地区の旅館街におきまして高潮の影響により床下・床上、旅館街で少し被害があったと聞いておりまして、またこういったことも対策をうっていかなければならないと感じております。

それでは、本日の伊勢市における市民プールの考え方の中間報告について御報告をさせていただきますたいと思っております。

このやすらぎプールの継続・廃止から端を発したところで、私に大きな原因といいます

か、方策の転換によりいろいろと御協議をいただきました。また御心配もいただきました。

平成21年6月の産業建設委員協議会の廃止の報告から始まりまして、平成22年2月の、私が市長に就任してから2年間のプールの運営、そして検証をお願いし、議会でも認めていただきました。その中では、耐震診断、耐震補強、そして利用料の値上げ等、さまざまなことも取り組んでまいりましたけれども、当初予定しておりました目標には達成できなかったという事実がございます。

これまで市民・子供たちに対してできるだけ笑顔の多い環境をつくっていきたいという考えもございました。しかしながら、目標が未達成、できなかったというところで、改めてもう1回協議をいたしまして、平成23年11月の産業建設委員協議会におきまして、大変私としては残念な気持ちを持ちながらですが、廃止と民間プールの代替措置案ということで御提案させていただきました。そして3月には、やすらぎ公園プール条例の廃止ということで上程をさせていただきましたけれども否決という形をいただき、そして議会の皆さまから附帯決議ということで、市民プールの位置づけを明確にすべきではないか、さまざまな観点からこういった御意見を頂戴いたしました。

こういった御意見を頂戴して、庁内に検討会議を設置し、議員の皆さまからいただいた御意見も含めながら、さまざまな観点から議論をしてまいりました。

その中で、本日中間報告という形で委員の皆さまに御報告をさせていただくものでございますので、何とぞさまざまな観点から御意見を頂戴できればと考えておりますのでよろしくお願いしたいと思います。

◎広委員長

商工労政課長。

●中村商工労政課長

本日は、伊勢市における市民プールの考え方について、中間の御報告をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

早速ではございますが、お手元の資料に基づき、御説明させていただきます。

資料1-1を御高覧ください。まず、「1.経過」についてでございます。

平成24年3月議会において、「本市における市民プールの位置づけ、考え方が、現段階では明確ではない」との附帯決議がなされました。

このことを真摯に受け止め、庁内に検討会議を設置して「本市における市民プールの位置づけ、考え方」について議論し、現時点での市の考え方を取りまとめさせていただいたところです。

次に、「2.庁内検討会議について」でございます。

市民プールというものの伊勢市における位置づけ、考え方について、財政面・市民の健康増進・福祉・スポーツ振興など、多方面からその要否も含めて検討することを目的に、私を含めて10課の課長を構成員に、5回にわたって議論をして参りました。

資料の2枚目を御高覧ください。

「3.検討に関する経過と、今後の方向性について」でございます。

市民プールというものに対して、各構成員の所管する視点を越えて自由に意見を出し合った結果、「市民プールは、その設置目的に関わらず、市民の皆様がさまざまなニーズに

応じて活用するものであり、今後もそのニーズの多様性には変化はない」というひとつの大きな見解に達しました。

このことから、伊勢市やすらぎ公園プールについても、現在、「健康の増進」「体力の向上」「親子のふれあい」などのさまざまな目的をもった市民の皆様へ御利用をいただいている市民プールであり、学校プールの開放や民間プールの利用補助等、さまざまな代替措置を複合的に実施することで、その多種多様なニーズにおこたえさせていただけるのか、あるいは、伊勢市やすらぎ公園プールを設置し続けることでしか、おこたえしていくことができないのかについて、引き続き、議員の皆様からも御意見を頂戴しながら検討を進めてまいりたいと考えております。

なお、表の形で、議員の皆様から御指摘をいただいたさまざまな検討課題と、現時点での検討結果の要点を簡単にまとめさせていただいたものです。

1.市民の健康づくりという視点からは、「市としては現在、ウォーキングによる健康づくりを進めていますが、水泳に関しても、水の浮力を利用して腰や膝の負担をかけずに、ゆっくりとリラックスした動きで大きな運動効果が得られるため、プールを活用している方もみえる」

次に、2.障がい者福祉の視点からは、「水泳は全身運動による身体機能の維持や療育的效果などが見込まれることから、季節的な利用に限定されていても、社会参加の促進が期待できる」

また、これまでも重視してまいりました、3.子育て支援の視点からは、「親の目の届く範囲で水に親しみながら家族のコミュニケーションを図ることは、子育てにとって有意義である」

さらに、4.経済的弱者対策の視点からは、「比較的安価に利用できることで一定のニーズはある」

そして、5.災害対策の視点からは、「「水泳の場」を提供していくことは、水難事故等の際に重篤な事態に陥ることを防ぐ効果がある」

次に、6.学校プール等教育財産の有効活用という視点からは、「学校プールは、第1義的には教育活動のための学校施設ですが、学校教育に支障のない範囲においては社会体育施設として有効活用することも可能である」

そして、7.スポーツ振興、社会体育という視点からは、「スポーツのひとつである水泳の場を提供することで、市民の皆様の健康増進や体力向上レクリエーションの場として活用いただくことから、豊かな人間づくりに大きな役割を持つ」

そして、8.政策・財政面の視点からは、「民間施設を活用する場合、既存の公設施設を活用する場合、それぞれについて引き続き検討していく必要がある」

さらに、9.行財政改革の視点からは、「社会経済情勢の変化は注視していくべきですが、設置の意義が希薄化しているかどうかについては、より慎重な判断を要する」と考えたところです。

これらの結論を総合的に勘案すると、仮に伊勢市に市民プールがない、という場合には、市民の皆様のニーズを満たしていくためには、「【A】水泳を通じた健康増進」「【B】民間プールの利用補助」「【C】学校プール等の開放という代替措置の実施について」を検討していくことが必要と考えています。これら個別の代替措置を組み合わせる実施していくべきか、あるいは、それだけの代替措置を要するからには、市民の皆様のニーズを伊

勢市やすらぎ公園プールの運営継続という形で満たしていくべきか、その点について、議員の皆様からも御意見を頂戴しながら、検討を進めていくべきであると考えております。

なお、別添の資料１－２を御高覧ください。今年度の伊勢市やすらぎ公園プールの運営結果の速報でございます。「開設期間、時間、使用料」につきまして、今年度は、７月７日から８月３１日のうち、昨年と同じ４８日間、そして、開設時間・使用料金についても、昨年と同様の時間、金額で営業させていただきました。

「２ 運営結果(速報)」でございます。(１)有料入場者数は１３,９０５人という結果となりました。(２)有料入場者数の過年度との比較でございますが、昨年度と比較いたしますと、７月は１,３２４人の減、８月は１,６１４人の増、トータルでは２９０人の増となり、それに伴い、歳入も７万７,０５０円の増となったところです。

また、最後になりますが、資料１－３といたしまして、附帯決議の原文を添付させていただきましたので、よろしくお願いいたします。

以上、伊勢市における市民プールの考え方につきまして、中間報告として御報告を申し上げます。

何とぞよろしく御協議を賜りますよう、お願いいたします。

◎広委員長

ありがとうございました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 １０時 ３１分)

(再開 午前 １０時 ３４分)

◎広委員長

それでは休憩を閉じ会議を続けます。

ただいまの説明につきまして何か御発言はございませんか

小山委員。

○小山委員

今の説明を聞いておりますと、このやすらぎ公園プールを存続させたいというような表現はなかったのですが、この資料を見る限り、大きく存続にかじをきったとか読み取れませんが、そういう解釈でよろしいですか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

今回、附帯決議をいただいた時点で、市民プールとはどういうことやということで考えさせていただきました。それでいろいろな部分で、健康増進、体力の向上、親子の触れ合いなどということが、来ていただく方はいろいろと目的を持って来ていただきます。その方々のことをいろいろな部分を補っていただくのが市民プールだと考えました。そうする

とやすらぎ公園プールはどうやということになった場合に、やすらぎ公園プールも、いろいろな目的をもった、今言わせていただきました健康増進、体力の向上、親子の触れ合いなどの目的をもってきていただいている方々がみえるということで市民プールであるということで、結論を出させていただいたところでございます。

それをどうしていくか、代替措置にしていくか、継続をしていくかというところを御相談させていただきたいということであげさせていただいたところです。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

まずね、この問題を考えるにあたって、このやすらぎ公園プールが市民プールなのか、そうでないのか。また伊勢市にとって市民プールが必要であるのか、ないのかと２段で考える必要があると思いますが、この報告書によりますと、このプールは市民プールであるというふうに断定しておりますよね。市民プールでない限り、存続はありえないわけですね。存続の目がなくなるわけです、その時点でね。ですから、存続ありきで、市民プールだというふうにもってきたというふうにししか読み取れないのですが、３月議会の部長答弁の中で、市民プールというからには、１年通して、365日営業して初めて市民プールといえるのではないかというふうなこともあったのですが、どうしてそれが今になって目的がどうのこうのというふうに変ったのですか。存続ありきの結論じゃないですか。

◎広委員長

課長。

●中村商工労政課長

その当時に言わせていただいたのが、365日使えるのが市民プールであるということでお答えさせていただいております。そのとき、理想的な市民プールということでお答えさせていただいております。夏場の短い期間ではございますが、使っていただける方々のいろいろな目的を補っているプールであるということで、市民プールの１つである考えたところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

この一覧表になって９項目の検討課題がのっておりますけれども、この検討会の結論ということで、これを見ますと、９項目すべて存続ありきの結論づけをしておるわけですよ。特にこの９番目、行財政改革の視点というところの結論が、「社会情勢の変化を注視していくべきですが、設置の意義が希薄化しているかどうかについては、より慎重な判断を要すると考えます」とあるのですが、これは一体どういうことですか。前市長のときに公の施設の統廃合等に係る基準、施設の見直しガイドラインに沿って、２度にわたって検証し

て、その結果、このプールは廃止やむなしという結論を見出したわけじゃないですか。その理由がここで否定されているわけですから、あの２度にわたる検証は間違いだったということですか。

◎広委員長
情報調査室長。

●江原情報調査室長

施設の統廃合、ガイドラインに基づきまして、当初そういうような結論が出たところでございます。先般、３月の議会をふまえて、中で検討させていただいたというふうなことで、いろいろな視点で考えるべきであるというふうな御意見も頂戴しておりまして、中でそういったことで考えた。その結果として、当初、社会情勢については注視していくべきである。しかしながらそういったところのニーズもあるんじゃないかというふうな話の中で、このような結果に至ったものでございます。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

そうしたらね、あの検証を否定するのであればね、今まで伊勢市がやってきた行財政改革すべてを否定することにつながると思うのですが、どうですか。

◎広委員長
室長。

●江原情報調査室長

今般も公共施設の白書を発行させていただきまして、公共施設のマネジメントに取り組んでいかないかんというふうなことも申し上げさせていただいておるところでございます。市として全体の施設の考え方、それを今後考えていかないかんという中で、施設については考えていかないかんという中で、施設については考えていくべき。しかしながらこの施設については、これまでの経過をふまえて、いろんな視点で考えさせていただくというふうなことでございます。

◎広委員長
小山委員。

○小山委員

全く説得力のない、無理なこじつけだと思いますけれどもね。この検討課題、すべてです、民間プールの利用補助と学校プール等の開放、これで全部解決できるはなしなんですよね。民間プールの利用補助についての検討は、もう既に24年度にしようとしたぐらいですから、これは何ら問題がないと思います。

現在学校プール等の開放については、現在どんなような検討をされていますか。

◎広委員長

教育総務課長。

●辻教育総務課長

学校プールの使用につきましては、現在夏季休業期間中は、学校のPTAプール運営委員会のほうで活用をいただいております。そうした中で、こういった議論が出てまいりましたので、その中で例えば併用して、併用してといいますか、同じような形で活用できないかということで検討をさせていただいたところでございます。ただし、そうなりますとプール管理規則というのが、私どもにございますけれども、例えば管理人を市のほうで主体的に運営するとなりますと管理人を設置する必要等がございますので、そういった課題のほうも洗い出してこういうふうな結論を出させていただいたところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

ちょっと、このような結論というのがちょっとわからないのですが、現時点での結論はどうなっているのですか。

◎広委員長

課長。

●辻教育総務課長

失礼いたしました。現時点では、こちらに記載をさせていただいたように有効活用をすることも可能であるというところにとどまっております。例えばニーズの把握でありますとか、アクセス、学校のプールといいますのは、まちなかですね、そういったアクセスあるいは、駐車場の関係もございますので、今後具体的な話になってまいりましたら、その辺りも検討していく必要があるというふうに考えております。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

ちょっと視点を変えますけれども、先だって伊勢市公共施設マネジメント白書の発行にあたってということで、この白書の巻頭に市長の言葉が掲載されております。これをちょっと読ませていただきますと、「これらの施設をそのまま更新しようとするとは莫大な財政負担となり、老朽化が進む施設をどのように維持保全、更新していくかという取り組みはこれからの市政運営にとって極めて大きな課題となっています。」、また「公共施設の保

全や整備に予算を潤沢に振り向けることは困難な状況になることは明らかであり、今後真に必要な施設サービスの提供を持続可能なものとしていくための取り組みは避けて通れないということになります」というふうに書かれておりますが、このやすらぎ公園プールをもし存続させるとなりますと、この市長の言葉とちょっと整合性がとれないと思います。いかがですか。

◎広委員長

市長。

●鈴木市長

公共施設マネジメント白書の私の文章から引用をいただきました。公共施設というのは、市民の方々のさまざまなサービスに対して提供していくものでありまして、それに対して、その施設がどれだけ魅力あるものか、その施設によって活かしていくことも必要であると考えております。これまでの行財政改革でいきますと、どうしても削減が、削減を一生懸命するあまりに、その施設や財産をいかに有効活用していくか、磨き直していくかという、もうひとつプロセスが必要であったのかなということも考えているところでございます。

◎広委員長

小山委員。

○小山委員

いろいろなね、理由づけを書かれておりますけれども、市長の政策として私はこれを残したいんですと言い切ったほうがわかりやすいと思うのですがね。こんな無理やりこじつけたような理由を書いてもらう必要はないと思います。以上です。

◎広委員長

他にございませんか。

品川委員。

○品川委員

このところで災害対策の視点というところがあってね、水泳の場を提供していくことは水難事故の際に重篤な自体に陥ることを防ぐ効果があると考えたと書いてあるんですね。これに対して教育委員会としては、学校の中学校プールを廃止するというような話はというふうなことなのか、ちょっと整合性がとれないので、しっかりとした答弁をしていただきたいなと思いますが。

◎広委員長

課長。

●辻教育総務課長

中学校プールの方向性といいますか、具体的に倉田山中学校のプールを改修しないとい

うことで、廃止の時点で申し上げたつもりでございますが、泳法等の技術の習得につきましては、学習指導要領に基づきまして、小学校の間に教育課程として習得するというふう
に考えておまして、中学校につきましては、指導要領の中でもそういった水泳についての
理解を深めるというふうな記述もございますので、中学校のプールにつきましては老朽
化で経費がかかるようなものについては、あるいは、これからの新設プールについては設
置をしていかないという方向でお示しをさせていただいたところでございます。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

わかりました。小学校のときに全員が泳げるようになっておるといふふうに教育委員会
は自信を持って今言われたわけやで、それでよろしいんですね。最後、はっきり答弁し
てくださいよ、大事なことで、命に関わると書いてあるんやで、そこら辺は教育の現場
としてどう考えておるんかということをお願いしておるんで、ちゃんとしかったら答弁を
してください。

◎広委員長
課長。

●辻教育総務課長

そのように努めてまいりたいと考えております。

◎広委員長
品川委員。

○品川委員

努めるんじゃないで、あなたがそういう泳法を教えるのは小学校でいいということを書
いたわけじゃないですか。中学校で、何で廃止をするんやという話をね、学校を建て替え
るときに、いろいろと言われましたよね。女の子がもう水着になるのがいややもんとい
う話も含めてね、そんなことで、何かそういうふうな議論をしたんと違いますか。そやけ
ど、議会のほうにはなぜプールを廃止するかという議論をされなかったですよ、そうで
しょ。僕はそここのところは一番問題やと思って、僕は中学校のプールは残すべきやと思
ってましたのでね。そのことも話をせんうちに、学校を建てたときにプールをどんどん壊
していった。老朽化やで、逆に危ないんやといって壊したわけでしょ。それで学校のプー
ルは必要がないんかと聞いたら、近くの施設へ行ったらいいんやないかというのが学校の
考え方じゃないですか。そうでしょ。今災害のほうでこんな重篤な事態に陥るといふみた
いなことが書いてあるのなら、それは全員泳げないことには大変なことになりますよ。僕
らが小学校のときは、中学校しかプールがなかったんですよ。それで中学校にお願いして
水を半分にさせていただいて、小学生でも泳げるようにしたわけじゃないですか。今小学
校の子が中学校の水位で泳げるかというたら泳げないんじゃないですか。足がつくから泳げ

るだけの話であって、僕はそういうことをちゃんと精査せんと、こういうところに議論をのせてくると災害のほうは今大事になっておるんやったら、何で、中学校で廃止する必要があるの。そういうふうな議論にもなっていくので。僕はこれ見ておって全くナンセンスだと思いますよ。それで市民の健康づくりのときにウォーキングをやるんやったら、やったらいいじゃないですか。今何かよそのほうからウォーキングをやってくださいみたいな請願か何かが出ていませんでしたか、そんな話が。ということはやめておるじゃないですか。市民がいつでもウォーキングできるようにだったら、そんな立派なものが必要ないわけじゃないですか。そうでしょ。こんな夏だけやるのと違って、年がら年中必要ですよ。障がい者のこれについてもそうじゃないですか。そうやって運動機能をあげることが必要だったら、そんなら夏の一時的なことじゃなくて、先ほど言われたように、理想的な・・・、何か言われましたよね。そんな話じゃなかったと思いますけれども、市民プールとしては年がら年中やっているのが理想的ですよ、そうでしょ。こうなってくると冬は温水プールでもね、本当に体が復帰できるように障がい者の方からも、高齢者のウォーキングも必要じゃないですか。そうやろ。そういったことをちゃんと、あんたらのことを見ておると、これはうちの管轄じゃないなと思っておるのは、実はそういうことですよ。ここで変な話、学校教育の話、産業建設のところで延々とやるということ自体が、僕は所管外やと思っておるんで、逆に僕はここのところでやるべきことじゃないんかなと思いつつやっています。例えばスポーツ振興についても、スポーツ振興をするなら本当に伊勢市からオリンピック選手が出るようなちゃんとしたプールがあるのかどうかという、50メートルプールがあるのかどうかというのもせんならんでしょ。何か自分の都合のいいところだけちょこちょこ出して、こういうふうにまとまりましたなんてナンセンスな話やと思うので、当該課にとったら自分ところは、スポーツをするんやったらこういう施設が欲しいというふうになるんが当たり前の話じゃないですかね。そうでしょ。だから僕はそういうところはちゃんと市民プールとするのなら、ちゃんとそういうふうに述べていただきたい。やすらぎプールが、僕は市民プールとしてどうかということは、もう言いませんけれども、ただね、僕はレジャープールとして、子供らのレジャープールとして、子供らが遊べるところが欲しいというのなら話は違うのですが、今位置づけ的には市民プールというふうになっておるわけでしょ。そういうことですよ。市民プールとするんやったら、ちゃんと各課のほうで、これは主張するところはしっかり主張してもらって、学校のほうとも喧々諤々やってもらわんとすね、厚中も倉中もなくしたんやったら新しいプールを建てますというふうにせんならん。そういうことでしょう。そこら辺のことだけなんかあやふやなもので、今から言っても答えはよう返してもらえやんと思うので、もうこの程度にしておきます。

◎広委員長

他によろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎広委員長

それでは、本件につきましてはこの程度で終わります。

次に委員間の自由討議を行いたいと思います。

発言がありましたら・・・品川委員。

○品川委員

多項目にわかれてね、いろんなことが書かれておりますけれども、市民健康づくり、障がい者福祉の視点、子育て視点とかね、災害の視点、たぶん災害の部分は総務にあたる部分やと思うんですが、学校プール、教育財産とか、スポーツ振興、ほとんど教育民生委員会にかかるところなので、市民プールとしてはね。やすらぎプールというのは、うちの所管でありますので、うちらで話をせないかんと思っていますが、市民プールとしての位置づけになってくると教育民生委員会のもつところが非常に多いのかなというふうに私は理解していますので、今度の教育民生委員会のときに、これを出されて、逆にやすらぎプールのところは、産業建設委員会の部分だけでも、他の部分というのはほとんど教育民生委員会の部分であるということで、そちらのほうで議論していただいたほうが、産業建設委員会のほうで一生懸命に教育委員会と生涯学習とかそんなことについてするのはね・・・、これは当局が出された案件なので、判断するのは議会が判断するので、当局は一切関係ないと思いますけれども、当局としては、こういうものを議会にあげてきたと。議会の中の精査の中で所管を決めるわけですから、やっぱりそれは、そこの入り口のところでね、しっかりわけていただかんと、何か私どもが、まあ言うたら学校の統廃合の話までこれは入ってこないかん話になるので、もとより保育園・幼稚園にプールがあるんかというふうな話からね、そこの開放も含めてという話になると産業建設委員会ではちょっと重たいのではないかなというところがあるので、そこら辺のことも含めてやっていただきたいというのが私の考えです。

◎広委員長

他に・・・山本委員。

○山本委員

これずっといろんな質問・議論も聞いておるのですが、これ一番の問題は市民プール、やすらぎ公園を市民プールへ移行していこうということで、こういう話で今進んでおると思うのですが、ところが市民プールということになってくると、非常に大きな話になってきて、品川委員じゃないけれども、2カ月だけで本当に市民プールなんかと、50メートルプールもないやないかと、こんなような話になってくると思うんやわ。その中で、全体を考えながらこの庁内でだけでしこしこやっておっては全然いかんと思うよ。庁内だけで。結局いまこれをずっとさかのぼっていくと、森下市長のときには、行財政改革で、これ今あなたが書いてある、小山委員も言ったけれども、書いてあるようなことを精査しながら、やっぱり老朽化もしておる、莫大な金がいるということで、もうやめようということになったわけや。そのとき議会もやむなしということで苦渋の選択をしてやめたわけや。市長が変わって、市長がやっぱり子供の笑顔を見たいということで、政策的に元に戻したわけやわな。これは市長の政策としてやったんやでこれは別に問題ないと思うのです。ところがやってきたけれどもどうしても費用対効果も経費もかかりすぎる、もう目の前に改修工事も来ておる。これではいかんということでやめたいという話になってきたわけや。

そこから話が大きな話になってきたわけやな。そうやってきて産建でもいろいろと話の中で、市民プール、あのやすらぎはどうや、こうやという中で市民プールという案も出てきて、市民プールにしていくのに、この庁内だけで今の言う50メートルプールをつくらないかんやないか、温水にせないかんやないか、いろんな議論を庁内だけでしておらんと、それやったら費用対効果のことやったらここへ会計士を入れやないかんし、市民代表も入れやないかんし、議員代表も入れて、いろいろこれはしていかないかんと思うんやわ。ところがその議論をしていくまでにこの庁内だけでしこしこやって、こんなもんにできましたと。そんなもんやないと思うんさな。それは教民へ行くのもさることながら、この市民プールということになってきて、まあレジャープールがいいのか、僕はよくわからんけれども、これからどういう形で動いていくのかわからんけれども、市民プールでこんなしこしこしておって、どんなことが出てきても恐らくうまいこといかへんのとちがう。ようわからんけれども。これは本当に、庁内だけでしながら、日もたっていくし、これなかなか、市長、これは難しいと思うよ。やっぱり行財政改革の中で前回いかんという話になって、これ見ておってもわかるやんか。子供はどんどん減っていくわけや。この人数を見ても入場者数でも大人と子供人数も書いてないし、小さい話やけれども20年先には伊勢は11万ぐらいになるというんやろ、3万5千人ぐらい減っていくというとのに、果たして莫大な金をやって市民プールを建てて、いいのか悪いのかさ、こんなもんもそういう遡上もしていかならんやろ。そやでこれは大きな金をかけてやって、今の市長が後世に名前を残すような市長になるか、ああえらい市長やったなということになるか、後の人らが判断すると思うよ。市民プールやったら、やっぱりそれだけの金をかけて、腰をすえて、品川委員ではないけれども、50メートルの温水プールをつくれと。それでオリンピックの選手を輩出するぐらいばっとやれと。これやったらまた話は別や。しこしこしてとにかくやすらぎ公園の今のプールを、存続ちょっとしこしこと手直ししたいんやということになってくると、これまた問題になってくるやろな。だからそれが市民プールなんかと。違うわな、これ。まあそういうことや。

◎広委員長

暫時休憩します。

(休憩 午前 10 時 58 分)

(再開 午前 11 時 15 分)

◎広委員長

休憩を閉じ、会議を続けます。

他に御発言はございませんか。

○世古口委員

このやすらぎプールの関係につきましては、いちおう産建で廃止ということで方向が出ておるわけです。そうすると本会議でひっくり返ったということの中で、やはり市民プールにこじつけていくということについては、皆さんが言っておるように問題があると思うんさな。やっぱりここで老朽化もしておるし、まあ言うたら、廃止という方向を出したん

やで、この場でどうのこうのという議論にはならないと思います。その一歩前へ行った市民プールの関係についてをどうしていくかという形になってくると、やっぱり健康とか、体力増進、親子の触れ合い、こういったものが非常に大事なわけで、こういったことがまた大事やし、進めていかないかんと思うよ。そうなってくると年中利用できる温水プールというのが非常に必要になってくると、このように思うわけです。そうするとやすらぎプールをいろいろと議論して方向性を出してもらっておりますけれども、夏場だけで、非常に大金をかけるのも問題があると思うし、またあそこへ市民プールということにもならないと思うんよ。やっぱり治安の問題とか、あんな山の上へ人なんかさ、夜やったらいかんと思うよ、場所の選定とかそういったことも市民プールの関係では出てくるし、やっぱりその辺も十分・・・、そやでやすらぎプールについて廃止か存続か、それ廃止の場合については、市民プールをどのように考えていくのか、あるいはまた学校のプールを活用していくんか、そこら辺の議論になってくると違ふかなと思います。やっぱりそこらが委員長長のほうで整理して進めていただきたいなと思います。

◎広委員長
工村委員。

○工村委員

まあ前回の本会議で附帯決議という形で、やすらぎプール単体に関しては附帯決議の中で残していこうと。その理由としては、市民プールとして、これから伊勢市としてどういうふうを考えていくかと。市民プールとして伊勢はどういうふうこれからもっていくかということが附帯決議の中で述べられておったと。けれども、これは附帯決議ですので慎重に討論していかないかんと思います。やすらぎプールを市民プールとして位置づけしていくのかということになれば、まあもちろん産建のほうでやらないかんと思いますけれども、まだその結論も出ていないし、また附帯決議の中で市民プールであるべき効果を出していくんだというふうなことになるのとちょっと産建では重たいなと、内容的に見ても、あるべき効果というのはほとんど教民の内容のことでありますので、できましたら、やすらぎプールを市民プールとして位置づけるというふうな結論が出れば産建のほうで協議をしていけばいいと思いますけれども、現在の段階として市民プールという位置づけで討論をしていくというのは、これはちょっと産建では難しいなというふうに考えますので、その点、議長また取り扱いをお願いしたいと思います。

◎広委員長
辻委員。

○辻委員

僕はちょっと自分なりに整理しておる部分としては、今回当局から出ておるのは、先ほども話しがあったように、伊勢市における市民プールの考え方についてという話だったと思います。それで3月議会の予算のときにいろいろとあって、本会議でも可決部分の附帯決議の内容は、本市における市民プールの位置づけ、考え方が、あの時点では、まだ明確ではなかったと。いろんな市民プールの議論もあったわけですが、予算のときに。だけれ

どもまだ明確になっていないからいったんは凍結したほうがいいんじゃないかなという議論があって、附帯決議が、僕はあったというふうに理解をしています。これは私の理解ですので、皆さんは違うかも知れませんが、そうなってくると今回市民プールの位置づけとか、考え方というのは、私たち産業建設委員会のメンバーが、議論するような内容ではないではないかというふうに私は思っています。これは教育民生委員会等でしっかりとこの辺の議論をしていただいて、それで、その後伊勢市としてこの市民プールが必要なのかどうかも考えていただいて、その後、結局やすらぎ公園プールが十分に市民プールとして耐えうる形であるというのであれば、またこちらへ差し戻していただいて、存続させてくださいというふうな話があるのであれば、産業建設委員会でも今まで議論してきた中ですから、やすらぎ公園プールに関してどうしようかということを議論すべきであろうと私は思っていますので、そこのところを私としてはそういうふうに理解していますので。今回は過去の経過もありますので、当局からここへ出さざるをえないというのもよくわかりますので、それは出していただいてもしょうがないかなというふうに思いますが、我々としては、ここの議論はあくまでも教育民生委員会にお願いしたほうがいいんじゃないかなというふうに思っていますので、それだけちょっと言っておきたいと思います。

◎広委員長

他はよろしいですか。

小山委員。

○小山委員

今日の中間報告のタイトルが伊勢市における市民プールの考え方についてというふうなことになっておるのですが、私の認識は、やすらぎ公園プールが市民プールであるのか、ないのかというふうにとらえております。したがって、私の個人的な見解ですが、あれは市民プールではありえないというふうに思っていますので、じゃあその市民プールをどうしていくかというのは、また今後のことですが、いろいろ市民プールの効果についても言われておりますけれども、それは山本委員じゃないですが、ないよりあったほうがいいに決まっておって、公共施設は多ければ多いほど市民生活は豊かで便利になるわけですが、それが無制限にふえていけば財政負担が耐えられないので、どこかで歯止めをかけるなければいけないということで、このマネジメント白書ができたわけですよ。そういうことを考えれば、仮にあれが市民プールでなければ、もうそこで終わりますし、仮に市民プールであったとしても、その市民プールの存続に是か非かということになれば、市民プールを新たにすることは、伊勢市の財政状況ではとても無理だというふうに判断しておりますので、どちらにしてもこれの存続はないと位置づけます。

◎広委員長

他によろしいですか。

山本委員。

○山本委員

これ、ネーミングが非常に、だれが言うとはなしに、市民プールイコールやすらぎ公園

プールという話やと思うのですが、市民プールという位置づけ、これが是か非かという、市民プールとはなんぞやという話になってきたときに、これはまあようわかるんですが、教民へこれが行く、この問題やと教民へ行ってしまふ。教民へ行って市民プールが本当に是か非か、どのくらいの規模でいるんや、いらんのか、いるんか。いらんのやったら教民へ行く必要がないんやで、市民プールがいるか、いらんかという話は・・・、いらんのやったら当局から教民へ言う必要はないわな。いらんのやで。だけど必要なら教民へ行く。教民でいるやないかというような話になってきたときに、それやったら財政負担はどうなっていくんやとか、場所はどこやというような話になっていくわな。そやでこの名前が、当局が、やすらぎ公園ありきやと、これをやっぱり存続していきたいんやというようなことやったら、もう市民プールという、この名前がレジャープール・・・、小山委員も言ったように、あそこは市民プールではないと、こういうことなんやで、またそれで当局が市民プールをつくりたいというなら教民へ出したら、また話は別やけれども、このやすらぎ公園プールが市民プールやというような話で教民に行ったときに、また教民でいろいろと議論が出てきて、よう取りまとめていかんのと違うんかな。そやもんで、これ名前を、市民プールの考え方と、これ、ここの2-1があるように、やすらぎ公園プールか、まあそやで市民プールの考え方というてくると教民の範疇になっていくし、これはちょっとまずいわな、まずかったな、出し方がな。そやで、何て言うんかな。（「うん、わかりました」と呼ぶ者あり）まあまあそういうことや、これ。

◎広委員長

よろしいですね。それでは委員会としまして、皆さまの意見を聞かせてもらいまして、当委員会の統一見解としましては、従来のやすらぎ公園のプールの存続については、当然我々産建でと。ただし市民プールの考え方についてという部分は、今後教育民生委員会のほうで協議していただきたいというふうな統一見解をもとうと思いますが、よろしいですか。

（「よろしいな。」と呼ぶ者あり）

◎広委員長

じゃあ、そのように決定をいたしました。

以上で、本日の協議案件等は終わりましたので、協議会を閉会いたします。

（閉会 午前11時25分）